

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部変更について
京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成27年10月13日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

第1条 京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

第32条第3号を次のように改める。

(3) 法第141条第1項に規定する組合役職員

第32条第5号を削り、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

(4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員

(5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員

(6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員

第33条中「市長長期組合員、特定消防長期組合員」を「市長長期組合員」に、「任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第2項中「第10項」を「第8項」に改め、同条第7項を削り、同条第8項を同条第7項とし、同条第9項中「第4号」を「第7号項」に改め、同条第8項とし、同条第10項を削る。

第34条中「継続長期組合員及び任意継続組合員」を「継続長期組合員」に、「市長長期組合員及び特定消防長期組合員」を「及び市長長期組合員」に、「を、任意継続組合員に対しては、法53条第1項第8号から第10号の3までに規定する短期給付を、それぞれ行わない。」を「は行わない。」に改める。

第45条中「標準報酬月額」を「標準報酬の月額」に、「数値」を「割合」に改め、

同条の表中 「

長期組合員 市長長期組合員 特定消防長期組合員

」 を 「

長期組合員 市長長期組合員

」 に改める。

第46条を次のように改める。

第46条 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合計額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額に1,000分の84.68を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、同条に規定する標準報酬の月額に1,000分の10.40を乗じて得た額とする。

第8章を削り、第7章を第8章とし、第46条を第47条とし、第45条を第46条とし、第6章を第7章とし、第44条を第45条とし、第43条の次に次の1章を加える。

第6章 共同業務

（共同業務）

第44条 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

第48条中「、預託金管理経理」を削る。

第49条を次のように改める。

第49条 平成27年度における地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,129円とする。

附則第11項を次のように改める。

11 理事長は、基礎年金支払事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附則第12項を次のように改める。

12 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する

地方の組合の経過的長期給付に関する事業（以下「附則第13項において「経過的長期給付事業」という。」を行う。

附則第12項の次に次の1項を加える。

- 13 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第48条中「退職等年金経理」とあるのは、「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理」として、同条の規定を適用する。

第2条 京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則第2項中「変更後の第45条第1項、第46条」を「京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年10月13日公告第12号）第1条の規定による変更後の第46条第1項、第47条」に、「以降」を「以後」に変更し、「並びに任意継続掛金」を削る。

附則第3項中「第2条の規定による変更後の第46条」を「京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年10月13日公告第12号）第1条の規定による変更後の第47条」に改める。

附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の同月から平成28年3月までの任意継続掛金に係る変更前の第46条の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前施行令第48条第3項各号」と「1,000分の84.68」とあるのは、「1,000分の127.2」と、「1,000分の10.4」とあるのは、「1,000分の15.0」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行する。
- 2 変更後の第49条の規定にかかわらず、平成27年度における施行規程第7条第1項

の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 短期経理 1, 129円
- (2) 長期経理 903円

(行財政局人事部厚生課)